

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月9日（火）

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長 石谷良男

1 業務内容

- (1) 件名 長期借用資料の撮影及びデジタルデータの作製
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年12月25日（金）
- (4) 納入場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約書の作成要否 要

2 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、当該システムにより難しい者は、発注者に書面により申出の上、紙入札方式によることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（情報処理）」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付される者であること。
- (4) 「宮内庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であり、書類を提出し受理された者であること。
- (6) 当庁仕様書に定める技術確認（卷子本の展開・巻き直し等）を受けた者であること。
- (7) 参加資格を確認する適合証明書（以下「適合証明書」という。）を期限までに提出すること。

4 入札手続等

(1) 担当係

〒100-8111 東京都千代田区千代田 1-1 宮内庁書陵部図書課庶務係

電 話 03-3213-1111 (内線 3433)

メール ol-sho-tosho-shomu@kunaicho.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所等

ア 交付期間 令和8年6月9日(火)から同年6月26日(金)までの毎日。(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)

【注意事項】

(1) 令和8年6月9日(火)から同年6月25日(木)は、午前10時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 最終日の令和8年6月26日(金)は、午前10時から正午まで。

イ 交付場所 上記4-(1)に同じ。

ウ 交付方法 交付資料は、全て貸与とする。

交付の際は、上記3-(3)資格審査結果通知書の写しを提出すること。

なお、交付資料は、その目的がなくなったとき(入札日又は入札参加を取りやめたとき)には、交付場所へ返却(郵送可)すること。

5 入札、開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年7月6日(月)午後1時30分

(2) 場所 宮内庁庁舎1階第五会議室

(3) 開札 入札終了後直ちに行う

6 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加する者は、令和8年6月26日(金)午後5時までに、以下の書類等を担当係(提出場所は上記4-(1))に提出しなければならない。電子入札の場合は、電子調達システムにより提出すること。

また、支出負担行為担当官から当該書類等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類等は宮内庁において審査するものとし、審査の結果、疑義のない者のみ入札に参加できるものとする。

ア 適合証明書

イ 資格審査結果通知書の写し

ウ 品質マネジメント ISO9001 及び情報マネジメント ISO27001 の証書の写し

エ 全体管理者1名が文書情報管理士上級を有することを証明する書類

オ 撮影者が文書情報管理士1級以上を有することを証明する書類

カ 明治期以前の貴重資料についてのカラーデジタル撮影を、過去5年以内にそれぞれ履行した実績を証明する書類(契約書の写し及び仕様書の写し等)

(2)入札に参加しようとする者は、入札の前日（土日祝日を除く。）の午後5時までに、名簿（会社名、氏名、住所、生年月日を記載）を担当係（提出場所は上記4-(1)）まで提出すること。

(3)予算決算及び会計令第85条の基準を下回った入札があった場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

7 その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)宮内庁への出入り門は、徒歩の場合は坂下門とし、車両の場合は桔梗門又は乾門とする。入門手続があるので、時間に余裕を持って来庁すること。

(3)その他、詳細は入札説明書による。